

議案第72号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定の件

建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和46年鹿児島県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第29条中「第85条第5項若しくは第6項」を「第85条第6項若しくは第7項」に、「第87条の3第5項若しくは第6項」を「第87条の3第6項若しくは第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。